

作業主任者・就業制限業務等一覧表

奈良労働局 労働基準部 健康安全課
奈良市法蓮387 奈良第三合同庁舎
0742 (32) 0205

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

1 . 作業主任者 (安衛法第 1 4 条 安衛令第 6 条)

これらの作業を行う場合は、必要な資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮、その他労働災害防止のための法定事項を行わせなければならない。

安衛令第 6 条	作業主任者の名称	作業主任者を選任しなければならない作業	必要な資格 (安衛則別表第 1)
1号	高圧室内作業主任者	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧室内作業主任者免許
2号	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許
3号	林業架線作業主任者	一定規模以上の機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業	林業架線作業主任者免許
4号	ボイラー取扱作業主任者	ボイラーの取扱いの作業 (小型ボイラーを除く)	ボイラー技工士免許 (ボイラーの規模により特級・1級・2級の別) 小規模ボイラーは技能講習修了でも可
5号	エックス線作業主任者	令別表第 2 の第 1 号又は第 3 号に掲げる放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者免許
5号の 2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
6号	木材加工用機械作業主任者	一定の木材加工用機械 (携帯用を除く) を 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は 3 台以上) 有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習修了
7号	プレス機械作業主任者	動力プレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業	プレス機械作業主任者技能講習修了
8号	乾燥設備作業主任者	一定能力以上の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業	乾燥設備作業主任者技能講習修了
8号の 2	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了
9号	地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了
10号	土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取り外しの作業	
10号の 2	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削の作業 (機械掘削で労働者が切羽に近接することなく行うものを除く) 又は、これに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け、若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了
10号の 3	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了
11号	採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが 2 m 以上となる採石法第 2 条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者技能講習修了
12号	はい作業主任者	高さが 2 m 以上の「はい」のはい付け又ははい崩しの作業 (荷役機械運転者のみにより行われるものは除く)	はい作業主任者技能講習修了
13号	船舶荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業 (総トン数 5 0 0 t 未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く)	船舶荷役作業主任者技能講習修了
14号	型枠支保工の組立て等作業主任者	コンクリート打設用型枠支保工の組立て又は解体の作業	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了
15号	足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが 5 m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習修了
15号の 2	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの (高さが 5 m 以上に限る) の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了
15号の 3	鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの (高さが 5 m 以上又は橋梁の支間が 3 0 m 以上である部分に限る) の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了
15号の 4	木造建築物の組立て等作業主任者	軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地、外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了
15号の 5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さが 5 m 以上であるコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了
16号	コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの (高さが 5 m 以上又は橋梁の支間が 3 0 m 以上である部分に限る) の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了
17号	第一種圧力容器取扱作業主任者	一定規模以上の第一種圧力容器の取扱いの作業 (化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業)	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了
		一定規模以上の第一種圧力容器の取扱いの作業 (化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業)	ボイラー技工士免許又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了
18号	特定化学物質作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取扱う作業 (次の 2 項に掲げる作業以外の作業)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了
	金属アーク溶接等作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取扱う作業 (特別有機溶剤業務に係る作業)	有機溶剤作業主任者技能講習修了
19号	鉛作業主任者	令別表第 4 第 1 号から 10 号に掲げる鉛業務に係る作業	鉛作業主任者技能講習修了
20号	四アルキル鉛等作業主任者	令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了
21号	酸素欠乏危険作業主任者	令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 (次の項に掲げる作業以外)	酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了
		令別表第 6 の第 3 号の 3、第 9 号、第 1 2 号 (酸欠及び硫化水素中毒の危険) に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了
22号	有機溶剤作業主任者	屋内作業場等において令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取扱う業務で、省令に定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習修了
23号	石綿作業主任者	石綿等を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは石綿分析用試料等を製造する作業	石綿作業主任者技能講習修了

作業主任者・就業制限業務等一覧表

奈良労働局 労働基準部 健康安全課
奈良市法蓮387 奈良第三合同庁舎
0742(32)0205

(令和7年7月1日現在)

2. 就業制限(安衛法第61条 安衛令第20条)

次の業務は、免許や技能講習修了等法定の資格を有する者でないと当該業務に就くことができない。

安衛令第20条	業務名	就業が制限される業務の内容(安衛則別表第3)	
1号	発破の業務	発破の場合におけるせん孔・装てん・結線・点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	
2号	揚荷装置の運転業務	制限荷重が5t以上の揚荷装置の運転の業務	
3号	ボイラーの取扱いの業務	ボイラーの取扱いの業務(小型ボイラーを除く)	
4号	ボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務	上記のボイラー又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く)の溶接の業務(自動溶接機による溶接等は除く)	
5号	ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務	一定規模以上のボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務(小型ボイラー及び小型圧力容器を除く)	
6号	クレーンの運転の業務	つり上げ荷重が5t以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務	
		上記業務の内、床上で運転し、かつ、当該運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	
7号	移動式クレーンの運転の業務	つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転の業務	
8号	デリックの運転の業務	つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転の業務	
9号	潜水の業務	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務	
10号	ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	
11号	フォークリフトの運転の業務	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務	
12号	車両系建設機械の運転の業務	3機以上重量	整地・運搬・積込み用、掘削用
			基礎工事用
			解体用
13号	ショベルローダー等の運転の業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務	
14号	不整地運搬車の運転の業務	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転の業務	
15号	高所作業車の運転の業務	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務	
16号	玉掛けの業務	つり上げ(制限)荷重が1t以上の揚荷装置、クレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	

3. 特別教育(安衛法第59条第3項 安衛則第36条)

次に掲げる危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

安衛則第36条	業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
1号	研削といしの取替え等	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2号	動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整	動力プレスの金型、シャーの刃部又はそれらの機械の安全装置、安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3号	アーク溶接等の業務	アーク溶接機を用いて行なう金属の溶接、溶断等の業務
4号	電気取扱等の業務	高圧(直流:750V、交流:600Vを超え、7000V以下)若しくは特別高圧(7000V超)の充電回路等の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧(直流:750V、交流:600V以下)の充電回路の敷設、修理の業務(4号の2を除く)又は一定の低圧回路の開閉器の操作の業務
4号の2	電気自動車等の整備の業務	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
5号	フォークリフトの運転	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務
5号の2	ショベルローダー等の運転	最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
5号の3	不整地運搬車の運転	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転の業務
5号の4	テールゲートリフターの操作	テールゲートリフター(貨物自動車の後部に設置された動力により駆動するリフト)の操作の業務(当該貨物自動車から荷を積み卸す作業を伴うものに限る)
6号	揚貨装置の運転	制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
6号の2	伐木等機械の運転	伐木等機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものに限る。)の運転の業務
6号の3	走行集材機械の運転	走行集材機械(動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものに限る。)の運転の業務
7号	機械集材装置の運転	機械集材装置(集材機、架線、搬機、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備)の運転の業務
7号の2	簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転	簡易架線集材装置(集材機、架線等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械(動力を用いて原木等を巻き上げるにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
8号	チェーンソーを用いて行なう伐木、造材	チェーンソーを用いて行なう立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務

作業主任者・就業制限業務等一覧表

奈良労働局 労働基準部 健康安全課
奈良市法蓮387 奈良第三合同庁舎
0742 (32) 0205

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

安衛則第36条	業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
9号	小型車両系建設機械(整地等)の運転	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機体重量が3トン未満の整地・運搬・積込用、掘削用、基礎工事用、解体用の車両系建設機械の運転の業務
9号の2	非自走式基礎工事用機械の運転	基礎工事用建設機械の運転の業務(自走式以外のもの)
9号の3	車両系建設機械(基礎工事)の作業装置の操作	自走式の基礎工事用建設機械の作業装置の操作(車体上の運転席における操作を除く)の業務
10号	締固め用建設機械の運転	ローラー等の締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる建設機械の運転の業務
10号の2	コンクリート打設用機械の作業装置の操作	コンクリートポンプ車等のコンクリート打設用建設機械の作業装置の操作の業務
10号の3	ボーリングマシンの運転	ボーリングマシンの運転の業務
10号の4	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	建設工事におけるジャッキ式つり上げ機械(複数の保持機構等要件の定め有り)の調整又は運転の業務
10号の5	高所作業車の運転	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務
11号	巻上げ機の運転	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、ゴンドラ等は除く)の運転の業務
13号	軌道装置の動力車の運転	動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する装置(軌道装置)の運転の業務
14号	小型ボイラーの取扱いの業務	令第1条第4号の小型ボイラーの取扱いの業務
15号	クレーンの運転	つり上げ荷重5t未満のクレーン、同5t以上の跨線テルハの運転の業務
16号	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t未満の移動式クレーンの運転の業務
17号	デリックの運転	つり上げ荷重5t未満のデリックの運転の業務
18号	建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務
19号	玉掛けの業務	つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
20号	ゴンドラの操作	ゴンドラの操作の業務
20号の2	空気圧縮機の運転	作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
21号	高圧作業室送気調節業務	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
22号	気こう室への送・排気調節業務	気こう室への送気又は排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
23号	潜水作業室への送気調整業務	潜水作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
24号	再圧室操作業務	再圧室を操作する業務
24号の2	高圧室内作業	高圧室内作業に係る業務
25号	四アルキル鉛等業務	令別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務
26号	酸素欠乏危険作業	令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
27号	特殊化学設備の取扱等の業務	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務
28号	エックス線装置・ガンマ線照射装置による透過写真の撮影業務	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
28号の5	特例緊急作業に係る業務	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務
29号	特定粉じん作業	特定粉じん作業(粉じん則第3条に該当するものを除く)に係る業務
30号	ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削の作業、ずり・資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務
31号	産業用ロボットの教示等の業務	産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行う教示等の業務又は可動範囲内で教示等を行う労働者と共同して可動範囲外で行う教示等に係る機器の操作の業務
32号	産業用ロボットの検査等の業務	産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行う検査等の業務又は可動範囲内で検査等を行う労働者と共同して可動範囲外で行う当該検査等に係る機器の操作の業務(産業用ロボットの運転中に行うものに限る)
33号	自動車用タイヤ空気充てん業務	自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務
34号	廃棄物焼却施設における焼却灰等を取扱う業務	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(以下「廃棄物焼却施設」という)において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
35号	焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36号	焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務等	廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
37号	石綿等使用建築物等の解体等の業務	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に係る業務
39号	足場の組立て等の業務	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
40号	ロープ高所作業に係る業務	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて行うロープ高所作業に係る業務
41号	フルハーネス型を使用して行う業務	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

(注) 本表では、対象業務・作業内容等を一部省略していますのでご注意ください。